

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」における指摘事項への対応状況一覧

パラ	最終見解の内容	各府省における取組状況
9 (c)	<p>選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下での委員会の法体系について法律専門家及び法執行官に対する研修を行うこと</p>	<p>○ 個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書については、第4次男女共同参画基本計画においても「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。(外務省)</p> <p>○ 同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めているところである。</p> <p>○ 政府としては、これまで19回にわたり個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について調査等を行っている。</p> <p>○ 検討結果については、現在、政府部内において引き続き検討を行っているところであるため、明らかにできる段階ではない。</p> <p>○ 今後とも、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいりたい。</p>
25	<p>委員会は、締約国が優生保護法に基づき行った女性の強制的な優生手術という形態の過去の侵害の規模について調査を行った上で、加害者を訴追し、有罪の場合は適切な処罰を行うことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が強制的な優生手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する</p>	<p>○ 2018年4月、与党旧優生保護法に関するワーキングチームや優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟からの要請により、旧優生保護法下における不妊手術について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、保健所設置市、特別区に対して、関連した資料等の保管状況等の調査 ・ 厚生労働省における関連した資料の調査 <p>を実施し、同年9月に調査結果を公表した。(厚労省)</p> <p>○ 同様に、与党旧優生保護法に関するワーキングチーム等の要請により、同年7月には、医療機関・福祉施設や保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査を実施し、同年10月に調査結果を公表した。(厚労省)</p> <p>※ なお、同年12月に与党旧優生保護法に関するワーキングチームや優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について(基本方針案)」がとりまとめられた。</p>

パラ	最終見解の内容	各府省における取組状況
39 (a)	<p>刑法及び母体保護法を改正し、妊婦の生命及び／又は健康にとって危険な場合だけでなく、被害者に対する暴行若しくは脅迫又は被害者の抵抗の有無に関わりなく、強姦、近親姦及び胎児の深刻な機能障害の全ての場合において人工妊娠中絶の合法化を確保するとともに、他の全ての場合の人工妊娠中絶を処罰の対象から外すこと</p>	<p>○ 母体保護法においては、「暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」だけでなく、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の要件を満たした場合には、適法に人工妊娠中絶を行うことができるとされており、かかる場合には墮胎罪(刑法212条)は成立しない。過去10年間、我が国において同罪で起訴された例はない。</p> <p>○ 母体保護法は、胎児の親として配偶者が有する権利を保護する趣旨に基づき、人工妊娠中絶を行うには原則として配偶者の同意が必要としている。</p>
39 (b)	<p>母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受ける妊婦が配偶者の同意を必要とする要件を除外するとともに、人工妊娠中絶が胎児の深刻な機能障害を理由とする場合は、妊婦から自由意思と情報に基づいた同意を確実に得ること</p>	<p>○ しかし、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには、本人の同意だけで人工妊娠中絶が可能である。「配偶者が知れないとき」には事実上所在不明の場合も含まれ、また、「その意思を表示することができないとき」には事実上その意思を表示することができない場合も含まれる。</p>
41 後段	<p>委員会はさらに、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」を見直し、男女共同参画の視点を組み入れることを勧告する。</p>	<p>○ 災害弔慰金については、災害により死亡した者の遺族に対して支給するものであり、その際、生計維持者の判断において、男女で区別することをしていない。</p> <p>○ 災害援護資金については、自然災害により、住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けをするものであり、その際男女の区別なく、貸付けを行っている。</p>
43 前段	<p>委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、</p>	<p>○ 「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月閣議決定)において、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する旨が盛り込まれたことや、2016年4月施行の改正農業委員会等に関する法律(1951年法律第88号)及び改正農業協同組合法(1947年法律第132号)において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進するため、関係団体主催による女性農業委員等を対象とした研修会での説明や改正農業協同組合法に係る説明会の開催、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。</p>

パラ	最終見解の内容	各府省における取組状況
45 前段	<p>委員会は、締約国が全てのレベル、特に地方のレベルで災害に関連する意思決定や復興過程への女性の参画を加速することを勧告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難所運営ガイドライン」(2016年4月)において、女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、避難所運営委員会への女性の参画を促すことについて記載。 ○ 2013年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表し、地方自治体団体が取り組む際の基本的事項を示した。第4次男女共同参画基本計画においては防災分野を独立した重点分野とし、「予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する」等、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制を確立することとしている。2016年6月に「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」を作成し、地方自治体職員における男女共同参画の視点からの災害対応への理解を進めているほか、2017年3月、2016年熊本地震における地方公共団体等の対応状況を男女共同参画の視点から分析・検討し、今後の防災施策における課題等を明確にすることとして、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査」を作成・公表した。 ○ 2012年11月以降、男女共同参画の視点から復興に資する事例集の作成・公表。 ○ 被災地等において、復興における男女共同参画の視点浸透のためのシンポジウムを開催。 ○ 2015年4月以降、継続して女性消防吏員を増やす取組を実施。2018年3月には「消防庁女性活躍ガイドブック」を公表。Facebook「総務省消防庁～女性活躍～」ページによる女性消防吏員の活躍や採用に関する情報を紹介。 ○ 女性消防団員募集を促進するためのウェブサイトにより、ロールモデルの紹介等を実施。 ○ 「自主防災組織の手引」(2017年3月)において、防災活動における女性の参画の重要性や性別による役割分担の固定化を防ぐ等記載。
50	<p>委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書については、第4次男女共同参画基本計画においても「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。 ○ 同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めているところである。